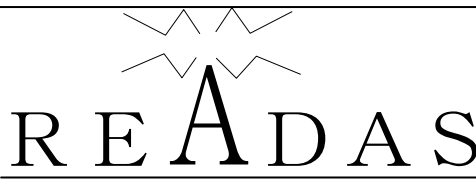


第 5882 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 1月25日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 団体信用保険の取扱い

Q：ローンを組んで自宅を購入しました。このときに団体信用保険に加入させられましたが、この保険の取扱いは、保険事故があった場合、どのようになるのですか？

A：次のようになります。

【解説】

団体信用保険とは、賦払償還債務者が債務の償還中に死亡または高度障害になったときに、債権者である契約者に保険金が支払われるというものです。

借入れを受けた人が亡くなったときは、住宅ローンの残額に相当する金額が銀行等の金融機関に支払われ、借入れを受けた人の住宅ローンは免除されることとなります。

団体信用保険の税務上の取扱いは、次のようになっています。

- ①保険事故が死亡であった場合の賦払償還債務の免除に関しては、相続税の課税上は相続人によって承継される債務がないものとし、被保険者である顧客及びその相続人について所得税の課税関係は生じない。
- ②保険事故が疾病であった場合の賦払償還債務の免除に関しては、その利益が身体の傷害に基因して受けるものであるため、所得税の課税関係は生じない。

